

平成28年9月30日

【照会先】

関東信越厚生局 神奈川事務所

所 長 瀬戸口 芳紀

指導課長 横塚 浩司

(電話) 045(270)2053

関東信越厚生局神奈川事務所における文書の誤送付（ファックス）について

関東信越厚生局（局長 三宅 智）は、関東信越厚生局神奈川事務所（所長 瀬戸口 芳紀）において発生した個人情報を含む調剤録等の文書の誤送付について、下記のとおり、その事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

このような事態を招いたことについて深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないよう万全を尽くしてまいります。

記

1 概要

関東信越厚生局神奈川事務所（以下「神奈川事務所」という。）において、保険指導の対象としていた保険薬局に対し、事前に10名分の調剤録等を準備するよう指示した文書（以下「指示文書」）を送付する際、誤送付（ファックス）する事案が発生した。

※ 指示文書には、保険薬局名、対象患者の氏名及び生年月日が記載されている。

2 事実経過

(1) 平成28年9月21日8時35分、神奈川事務所は指示文書を保険薬局へファックス送信した。13時30分頃、保険薬局から着信連絡が無いため電話にて保険薬局へ問い合わせたところ、届いていないとの回答を受けた。

(2) 神奈川事務所において、原因を確認したところ、当該保険薬局に送付前にファックス送信番号の再確認をしていたが、当該保険薬局から登録されたファックス番号が誤っていたこと及び神奈川事務所がファックス送信に際して、その確認が不十分であったことが判明した。

(3) 同日、神奈川事務所が誤送付した相手方に対し、訪問し謝罪のうえ指示文書を回収させていただきたい旨連絡した。相手方より送付された文書は送付票のみ印字した状態にあり、ファックス機器内のデータを含め、確実に廃棄するとの申し出がされ、改めての訪問は不要とお話しをいただいた。

(4) 平成28年9月30日現在で、神奈川事務所及び保険薬局は指示文書に記載があった対象患者10名のうち9名に対し謝罪を行った。残り1名については現在連絡を行っているところであり、連絡が取れ次第、謝罪を行うこととする。

3 再発防止策

(1) 神奈川事務所においては、平成28年9月21日、所長から全職員に対し事実の概要を説明し、改めて、業務手順書等の手順を確認し、送信時の誤送信が発生しないよう事務処理の徹底を指示した。

(2) 関東信越厚生局指導部門においては、平成28年9月23日に指導総括管理官から指導部門の全職員に対し、文書により本事案を周知のうえ、再発防止の徹底を指示した。

(3) 関東信越厚生局においては、平成28年9月30日に関東信越厚生局長から全職員に対し、文書により本事案を周知のうえ、誤送付の防止を含め業務体制の見直しを図る等、事務処理の徹底を指示した。